

3章 相談の窓口・緊急時の通報先

(1) 福祉事務所・町村障がい福祉担当課 身 知 精 難

(資料編1ページ)

内容	<p>医療を受けたいとき、手帳等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要なとき、福祉サービスや施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談について、居住地の福祉事務所（福祉事務所を設置していない市町村については障がい福祉担当課）で応じています。</p> <p>なお、聴覚障がい者及び言語障がい者のために、ろうあ者福祉指導員を設置している福祉事務所もあります。</p>
----	---

(2) 相談支援・情報の提供

① 市町村障がい者相談支援事業 身 知 精 難

内容	障がいのある方やご家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報の提供等を行います。
窓口	<p>居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）</p> <p>市町村相談支援事業所（資料編115ページ「相談支援事業所」で「直営」「委託」の欄に○が記載された事業者。）</p>

② 基幹相談支援センター 身 知 精 難

内容	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着促進の取り組み、地域の相談支援体制強化の取り組み等を総合的に行います。
窓口	<p>居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）</p> <p>基幹相談支援センター（資料編115ページ「相談支援事業所」で「基幹」の欄に○が記載された事業者）※設置していない市町村もあります。</p>

③ 地域活動支援センター 身 知 精 難

内容	<p>通所により、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供しています。</p> <p>また、それぞれのセンターの特性や地域の実情に応じて、相談支援、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業を併せて実施しています。</p>
窓口	<p>居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）</p> <p>地域活動支援センター（資料編104ページ）</p>

(3) 障がい者虐待防止センター 身 知 精 難 (資料編5ページ)

内容	障害者虐待防止法が平成24年10月に施行され、各市町村、府に虐待の相談・対応窓口が設置されました。養護者による虐待、障がい福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の相談・対応を行っています。虐待を見かけたら通報をお願いします。
----	---

(4) 大阪府障がい者自立相談支援センター 身 知 難

内容	<p>○地域支援課：障がい者の地域生活への移行を推進するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進しています。また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行っています。</p> <p>○身体障がい者支援課：身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導（身体障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士（PT）及び作業療法士（OT）を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。</p> <p>○知的障がい者支援課：知的障がいの判定及び専門的相談・指導（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。</p>
窓口	<p>大阪府障がい者自立相談支援センター（170ページ参照）</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/</p> <p>TEL：06-6692-5261（地域支援課）</p> <p>06-6692-5262（身体障がい者支援課）</p> <p>06-6692-5263（知的障がい者支援課）</p> <p>06-6692-5264（手帳発行関係）</p> <p>FAX：06-6692-3981・06-6692-5340</p>

(5) 大阪府こころの健康総合センター 精

内容	関係機関職員への研修や各種刊行物やホームページで精神保健福祉に関する様々な情報を提供しています。また、府民のための総合的な精神保健福祉相談に応じるとともに、専門相談として依存症・自死遺族相談にも応じています。
窓口	<p>大阪府こころの健康総合センター（資料編40ページ）</p> <p>TEL：06-6607-8814 [相談専用]</p> <p>FAX：06-6691-2814</p>

(6) 子ども家庭センター ④ ④ ④ (資料編21ページ)

内容	障がい児についての専門的、総合的な相談や判定、施設利用の手続き等を行っています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/denwa/index.html
----	---

(7) 保健所・保健センター ④ ④ ④

内容	身体障がい児や難病のある方に対する適切な支援を行うため、保健師による在宅難病患者への訪問指導等の個別援助、栄養士による食生活指導、理学療法士、作業療法士による身体機能についての評価、運動指導や、集団援助として患者交流会、疾患の講演会、学習会等を行っています。また、精神障がい者及び家族のこころの健康等に関して、ケースワーカー・保健師・嘱託医等による相談支援・訪問指導を実施しています。
窓口	居住地の保健所・保健センター（資料編22ページ～24ページ）

(8) 大阪難病相談支援センター ④

内容	難病患者及びその家族の生活上の悩みなどについての電話や面談による相談、各患者会の紹介や就労支援等を行っています。
窓口	大阪難病相談支援センター http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/madoguchi/detail.php?recid=393 〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-7大阪赤十字会館3階 TEL 06-6926-4553 〔受付時間〕 月～土曜日 10:00～17:00 <難病患者就職サポーターによる相談（予約優先制）> 相談受付：第2金曜日、第4金曜日 午前10時から午後5時 http://osaka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/mokuteki_naiyou/job/_121082.html

(9) 大阪難病医療情報センター ④

内容	難病に関する専門的知識の集積や、難病情報の提供などを行っています。
窓口	大阪難病医療情報センター http://osakananbyo.jp/ TEL 06-6694-8816 〔受付時間〕 月・水・金 10:00～16:00

(10) 障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）**身****知****精****難**

内容	日常生活に関わるいろいろな相談に応じています。
窓口	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） http://www.fineplaza.jp/ TEL：072-297-5151 FAX：072-296-6313

(11) 大阪後見支援センター（あいあいねっと）**知****精**

内容	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、地域の相談機関に対する専門的助言や、日常生活自立支援事業等を行っています。</p> <p>●地域福祉スーパーバイズ事業（地域の相談機関に対する専門的助言） 地域包括支援センターや障がい者相談事業所など地域の相談機関に対して、電話相談・専門相談を行っています。</p> <p>●日常生活自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 介護保険などの福祉サービスを利用する手続きのお手伝い 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談援助 日常的金銭管理サービス ・福祉サービスの利用料金や、医療費、公共料金等の支払い 年金や福祉手当の受領に必要な手続き 日常生活に必要な費用の支払いや、預貯金の出し入れ ・通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス 預金通帳や印鑑、証書（年金証書、権利証書、契約書など）の預かり ※宝石、書画、骨董品、貴金属などは除きます。
窓口	<p>●地域の相談機関に対する専門的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪後見支援センター（あいあいねっと）（資料編40ページ） （電話）06-6191-9500（月～金10：00～16：00） http://www.osakafusyakyō.or.jp/kouken/index.html ◆電話相談：毎週月～金曜日 10:00～16:00 【但し、祝日と年末年始（12/29～1/3）は除く】 ◆専門相談：より専門的な助言が必要な場合に、弁護士、社会福祉士が面接相談に応じます。 毎週木曜日（予約制） <p>●日常生活自立支援事業の窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の社会福祉協議会（資料編135ページ）

(12) ハローワーク（公共職業安定所） 身 知 精 難

（資料編25ページ）

内容	就職を希望する人に対して仕事に関する職業相談・職業紹介を行っています。
----	-------------------------------------

(13) 大阪府地域生活定着支援センター 身 知 精 難

内容	矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）を退所した高齢者又は障がい者の福祉サービス等の利用に関し、本人又はその関係者からの相談に応じます。
窓口	大阪府地域生活定着支援センター（資料編40ページ） 委託先：一般社団法人よりぞいネットおおさか TEL：06-6762-8644

(14) 大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会 身 知 精 難

内容	福祉サービスに関する苦情について、苦情解決委員が第三者としての中立・公正な立場から、解決に向けての相談、助言、調査またはあっせんを行っています。
窓口	大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会（資料編40ページ） http://www.osakafusyakyo.or.jp/unteki/index.html 電話・来所相談は 月～金曜日 10：00～16：00 （但し、祝日と年末年始12/29～1/3は除く） TEL：06-6191-3130（相談専用） FAX：06-6191-5660

(15) 障がい者110番 身 知 精 難

内容	大阪障害者自立支援協会では、障がい者の権利擁護や福祉サービスや日常生活に係る相談などについて、専従の相談員が応じています。電話またはFAX、来所などで受付し、関係機関や障がい者相談員などとの連携を保ちながら問題の解決を行います。 受付は、月曜日から金曜日の9時から17時までですが、FAX、留守番電話は、土・日・祝日も含み24時間受け付けています。
窓口	大阪障害者自立支援協会（大阪府障がい者社会参加促進センター内） TEL：06-6774-0110 FAX：06-6775-9116

(16) 民生委員・児童委員 (身) (知) (精) (難)

内容	市町村ごとに配置され、福祉事務所・町村福祉担当課・子ども家庭センター等の関係機関の業務に協力し、地域福祉に関わる各種の相談・援助を行っています。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(17) 障がい者関係団体等

① 大阪障害者自立支援協会 (身) (知) (精) (難)

内容	障がい者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪障害者自立支援協会（資料編40ページ） http://www.daisyokyo.or.jp/ TEL：06-6775-9115 FAX：06-6775-9116

② 大阪府身体障害者福祉協会 (身)

内容	身体障がい者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪府身体障害者福祉協会（資料編40ページ） http://fushinkyo.or.jp TEL：06-6771-3131 FAX：06-6771-3178

③ 大阪府視覚障害者福祉協会 (身)


内容	視覚障がい者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会（資料編40ページ） http://homepage2.nifty.com/fushikyo/ TEL：06-6772-1766 FAX：06-6772-1767

④ 大阪聴力障害者協会 (身)


内容	コミュニケーションに支障があるため、家庭生活や社会生活に問題が生じた聴覚障がい者・言語障がい者に対し、専門の指導員が問題解決に向けた指導・助言等を行います。
窓口	大阪聴力障害者協会（資料編40ページ） http://www.daichokyo.jp/ TEL：06-6761-1394 FAX：06-6768-3833

⑤ 大阪府肢体不自由者協会 

内容	肢体不自由児者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪府肢体不自由者協会 (資料編40ページ) http://www.daishikyo.or.jp/ TEL : 06-6940-4181 FAX : 06-6943-4661

⑥ 大阪脊髄損傷者協会 


内容	脊髄損傷者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪脊髄損傷者協会 (資料編41ページ) http://www.sekison-osaka.sakura.ne.jp TEL : 06-6371-3831 FAX : 06-6371-4854

⑦ 日本筋ジストロフィー協会 大阪支部 

内容	筋ジストロフィー児者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	日本筋ジストロフィー協会 大阪支部 (資料編41ページ) http://www.geocities.jp/kinjisu_osakasibu/ TEL・FAX : 0721-62-3384

⑧ 大阪府中途失聴・難聴者協会 

内容	中途失聴・難聴者の方に対して、社会参加のための相談に応じています。
窓口	大阪府中途失聴・難聴者協会 (資料編41ページ) FAX : 072-998-2907

⑨ 大阪オストメイト連合会 

内容	オストメイトの方に対して、社会参加のための相談に応じています。
窓口	大阪オストメイト連合会 (資料編41ページ) TEL : 06-6475-0697

⑩ 阪喉会 

内容	咽喉を摘出された方に対して、社会参加のための相談に応じています。
窓口	阪喉会 (資料編41ページ) http://www.hankoukai.jp TEL : 06-6683-2486 FAX : 06-6683-6194

⑪ 大阪府重症心身障害児・者を支える会 (身) (知)

内容	重症心身障害児・者が、地域での生活を続けられるよう支援することを目的に様々な活動を行っています。
窓口	大阪府重症心身障害児・者を支える会 http://www.sasaeru.or.jp/ TEL：06-6624-2555 FAX：06-6624-2556

⑫ 大阪手をつなぐ育成会 (知)

内容	日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪手をつなぐ育成会 (資料編41ページ) http://www.osaka-ikuseikai.or.jp/ TEL：06-6975-3370 FAX：06-6975-3350

⑬ 大阪府精神障害者家族会連合会 (精)

内容	精神障がい者の家族同士が支え合い、学び合い、励まし合うのが家族会です。大阪府内の家族会の連合体として、家族の様々な相談に応じています。
窓口	大阪府精神障害者家族会連合会 (資料編41ページ) http://daikaren.org/ TEL：06-6941-5797 FAX：06-6945-6135

⑭ 精神障害者社会復帰促進協会 (精)

内容	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を進めるための様々な支援事業を行っています。
窓口	精神障害者社会復帰促進協会 (資料編41ページ) http://www1a.biglobe.ne.jp/hukikyo/ TEL：06-6567-8071 FAX：06-6567-8089

⑮ 大阪府断酒会 (精)

内容	断酒会はアルコール依存症の人と家族の集まりです。各地域で断酒のための集会を開催し、酒害回復のための相談など様々な活動を行っています。
窓口	大阪府断酒会 (資料編41ページ) TEL：072-949-1229 FAX：072-933-1220

⑯ 大阪精神医療人権センター (精)

内容	精神障がい者の人権擁護に関する様々な活動を行っています。
窓口	NPO法人大阪精神医療人権センター http://www.psy-jinken-osaka.org/ TEL：06-6313-0056 FAX：06-6313-0058

⑰ 大阪精神障害者連絡会 (ぼちぼちクラブ) (精)

内容	精神障がいの当事者グループです。精神障がい者の様々な相談に応じています。
窓口	大阪精神障害者連絡会 (ぼちぼちクラブ) TEL・FAX：06-6796-9297

⑱ 大阪自閉症協会 (精)

内容	発達障がいのある方の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪自閉症協会 http://www.autism-osaka.org/ TEL：06-4862-4144 FAX：06-4862-4158

⑲ 大阪脳員傷者サポートセンター (身) (精)

内容	中途脳員傷者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	NPO法人大阪脳員傷者サポートセンター http://www.k4.dion.ne.jp/~tbi-osaka/ TEL・FAX：06-6562-0031

(18) 身体障がい者相談員 (身)

内容	市町村ごとに主に身体障がい者の中から選ばれ、身体障がい者の立場になって身体障がい者手帳の取得や補装具の給付等をはじめとする障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じています。また、福祉事務所等関係機関の業務に対する協力等を通して、地域活動の中心的な役割を果たしています。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課 (資料編1ページ)

(19) 知的障がい者相談員 (知)

内容	市町村ごとに主に知的障がい者の保護者の中から選ばれ、知的障がい者の立場になって、療育手帳の取得や日常生活用具の給付等をはじめとする障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じています。また、福祉事務所等関係機関の業務に対する協力等を通して、地域活動の中心的な役割を果たしています。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(20) 精神障がい者相談員 (精)

内容	市町村ごとに配置され、地域において市町村、大阪府こころの健康総合センター、保健所等の関係機関の業務に協力し、地域福祉に関わる各種の相談・援助活動に従事しています。
窓口	居住地の市町村精神保健福祉担当課

(21) ピアカウンセリング・ピアサポート (身 知 精)

内容	障がい者自身が実際の体験をもとに相談に応じ、心理的なサポートを含めた地域での自立生活を支援します。
窓口	ピアカウンセリングの情報 相談支援事業所（資料編115ページ） 精神障がい者のピアサポート 最寄りの保健所・保健センター（資料編22ページ）にお尋ねください。

(22) 発達障がい者支援センター（アクトおおさか） (精)

内容	発達障がいのある方々やその家族からの相談に応じ必要な助言等を行うとともに、関係機関職員に対する専門的助言・指導を実施しています。 また、普及啓発や関係機関職員の資質向上のための研修事業、成人期の発達障がい者の就労支援を実施しています。
窓口	大阪府発達障がい者支援センター「アクトおおさか」 http://homepage3.nifty.com/actosaka/ 大阪府中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A TEL：06-6966-1313 FAX：06-6966-1531

(23) 退院や処遇改善の審査請求 (精)

内容	大阪府内（大阪市・堺市を除く）の精神科病院に入院されている人を対象として、退院や処遇の改善について審査請求を行うことができます。なお、措置入院の場合は、大阪府知事の措置による入院の方が対象となります。
窓口	大阪府精神医療審査会事務局 TEL：06-6606-5561（直通） 〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1-46 （大阪府こころの健康総合センター内） 〔受付時間〕 月～金 9:00～12:00/13:00～17:30 （土・日・祝年末年始は休み）

(24) 精神障がい者医療相談（おおさか精神科救急ダイヤル）(精)

内容	かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する方やそのご家族などから、こころの病気の緊急時にお電話いただければ、必要に応じて精神科救急医療機関の利用についてご案内いたします。 平日 17 時～翌 9 時 （土・日・祝日・年末年始：朝 9 時～翌朝 9 時） ※受診や入院にかかる相談について、直接医療機関の斡旋を行うことはできません。 ※病院空床情報に関する照会に応じることはできません。
窓口	TEL：0570-01-5000 ※一部の IP 電話などからは接続できません。

(25) 認知症疾患医療センター 精

内容	認知症疾患の鑑別診断のための人員・検査体制を有しており、認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期治療を行える一般病床と精神科病床を有する病院、またはいずれかにおいて他の保健医療機関と連携体制がとれている病院で、都道府県・政令指定都市が指定する病院に設置しています。 認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、地域保健医療・介護関係者への研修、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。
窓口	認知症疾患医療センター（資料編133ページ）

(26) 「ひきこもり」等相談窓口 精

内容	「ひきこもり」等に悩むご本人や家族、関係者の方々からの相談をはじめ、こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、適切な医療機関や社会復帰サービスなどを知りたい方の相談について、臨床心理技術者、ケースワーカー等が電話で相談に応じます。
窓口	大阪府こころの健康総合センター 《ひきこもり専門相談窓口（ひきこもり地域支援センター事業）》 TEL：06-6697-2750（平日の10:00～12:00） 《こころの電話相談》 TEL：06-6607-8814（平日の9:30～17:00） ※【大阪市にお住まいの方】 大阪市こころの健康センター 《ひきこもり相談窓口専用電話》 TEL：06-6923-0090（平日の10:00～12:00） 《こころの悩み電話相談》 TEL：06-6923-0936（平日の10:00～15:00） ※【堺市にお住まいの方】 堺市こころの健康センター 《ひきこもり相談電話》 TEL：072-241-0880（平日の10:00～12:00） 《こころの電話相談》 TEL：072-243-5500（平日の9:00～12:30/13:30～17:00）

(27) 高次脳機能障がい相談窓口 (身) (知) (精)

内容	<p>個別の相談や支援、及び府内において高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションに取り組んでいる機関や、日中活動の場所、身近な相談窓口等に関するお問い合わせに応じています。</p>
窓口	<p>障がい者医療・リハビリテーションセンター（下記3機関をあわせたもの） http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/link/riha-c.html</p> <p>【総合的な相談に関することはこちら】</p> <p>◇大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課 （大阪府高次脳機能障がい相談支援センター） TEL：06-6692-5262 FAX：06-6692-5340</p> <p>【自立センターの利用に関することはこちら】</p> <p>◇大阪府立障がい者自立センター TEL：06-6692-2971 FAX：06-6692-2974</p> <p>【医療に関することはこちら】</p> <p>◇大阪府立急性期・総合医療センター TEL：06-6692-1201（代表） 内線3234 FAX：06-6692-2099</p>

(28) 障がい児等療育支援事業 (身) (知)

内容	<p>障がい児（者）の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、来談・訪問等により、療育指導・相談に係る助言・指導・研修を行っています。</p>
窓口	<p>障がい児等療育支援実施機関（資料編134ページ）</p>

(29) 身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）

同伴拒否等の相談窓口 

内容	身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な助言、指導等を行います。
窓口	<p>大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編40ページ） 大阪市障がい者施策部障がい福祉課（大阪市内の施設） 堺市障害施策推進課（堺市内の施設） 東大阪市障害者支援室（東大阪市内の施設） 高槻市障がい福祉課（高槻市内の施設） 豊中市障害福祉課（豊中市内の施設） 枚方市障害福祉室（枚方市内の施設）</p> <p>（各市の連絡先は資料編2ページ）</p> 

■ハンセン病回復者の方に関する情報

ハンセン病回復者支援センター

内容	ハンセン病回復者の方及び家族等に対して、訪問・面接・電話により相談をお受けし、地域で安心して生活できるようサポートを行っています。
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病回復者支援センター（大阪府社会福祉会館 302号） 〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 TEL 06-7506-9424 FAX 06-7506-9425 [受付時間] 月～金 9:00～17:00 ・大阪府の窓口 大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 母子・援護グループ TEL 06-6941-0351 FAX 06-4792-1722 ・各市町村の窓口（資料編19ページ）

■緊急時の通報先

ファックス110番・メール110番

内容	<p>事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障がい者・言語障がい者等の方々の緊急通報用として、ファックス及び電子メールによる通報を受理しています。</p> <p>事件の内容、用件及び発信者の住所（現在の居場所）、氏名並びにFAX番号又はメールアドレスを明記して送信してください。</p>
窓口	<p>大阪府警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファックス110番 FAX 06-6941-1022 ・メール110番（画像送信も可能） メールアドレス m110@police.pref.osaka.jp

■お金の悩みなどの相談

大阪府債務整理サポートプラザ（借金の悩み相談室）

内容	<p>借金問題に関する様々な悩みや困りごとについて、相談員が一人ひとりの状況を丁寧に聞いて、一緒に適切な解決方法を考えていきます。</p> <p>また、債務整理だけでなく、相談者の状況に応じて、福祉手続きの窓口や就労の支援機関、弁護士・司法書士等、相談者が必要とする支援にもつながっていきます。</p>
窓口	<p>大阪府債務整理サポートプラザ（借金の悩み相談室）</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_riyousha/plaza.html</p> <p>〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16</p> <p>大阪府庁咲洲庁舎25階</p> <p>TEL：06-6210-9512</p> <p>〔受付時間〕 毎週月曜日から金曜日 9時から18時まで（祝日、年末年始は除く）</p>

■差別に関する相談

差別に関する市町村相談窓口

内容	<p>障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による障がい者を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮その他に関して、障がいのある方やその家族など広く府民の皆様からの相談を受ける市町村及び府が配置した広域支援相談員の連絡先を府HPに公開しています。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html</p>
窓口	<p>●障害を理由とする差別に関する相談窓口</p> <p>電話及びFAXは資料編8ページ</p> <p>メールでのご連絡は syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp まで</p>